

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 [A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:自治体が検討]				国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 [a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他]				対面協議	内閣府記載欄 [I:実現が可能となったもの II:実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの III:要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの IV:見解の相違があり、要望実現の方向性を確けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの]	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
180	地域	15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン」泉佐野市域」地域活性化総合特区	国際医療サポートセンター事業（訪日外国人診療の未収金対策）	訪日外国人に対して提供した、不慮の疾病等に対する医療サービスのうち、他の法律の適用を受けないものについて、当該医療機関において回収の努力を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も徴収できなかった医療費を補てんする。	りんくう総合医療センターなど	厚生労働省	医療提供体制推進事業費補助金	拡充	医療提供体制推進事業費補助金4(1)コ「救命救急センター運営事業」の交付対象事業者である、「厚生労働大臣が適当と認める者」に「外国人患者受入れ医療機関認証制度認証医療機関」を、対象経費に訪日外国人に対して提供した、不慮の疾病等に係る未収金を加えるよう、制度を拡充する。	1回目	C		民間等の救命救急センターについては、既に救命救急センター運営事業として、重篤な無保険の外国人救急患者の救命医療を行い努力したにもかかわらず回収できない未収金に対する補助の加算措置を行っている。 2次救命救急機関及び公立の救命救急センターの運営費補助については、平成16年度以降一般財源化して、地方交付税措置とされていることから、補助要件については、都道府県の判断により弾力的に対応できるものと考えている。また、これに必要な財源については、補助金でなく地方交付税となるため、総務省と調整されたい。	c	○本提案は、観光やビジネス等の目的で訪日した外国人が急病等となったことから、医療機関において医療サービスを提供したものの、結果として回収が不能となった未収金について補てんを受けるものです。 ○本件については、現に受入を実施している医療機関が「2次救命救急機関及び公立の救命救急センター」であるため、「運営費補助」については(略)地方交付税措置とされていることから(略)都道府県の判断により弾力的に対応できる」とのお考えを示されていますが、地方交付税とは、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」であり、地方の固有財源です。 ○しかしながら、本件未収金は、外国との交流に伴って、一定の割合で必然的に発生するものであることから、その補てんは国が本来実施すべき事務、すなわち「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業」として、地方がその固有財源を活用して、地方の裁量において実施するものではないと考えております。 ○現在国を挙げて、訪日外国人旅行者の増大に向けた取組を進めておられることから、今後ますます本件のような事案が、各地で増加することが危惧されます。国の責務において、迅速かつ適切に対応いただくようお願いいたします。			厚生労働省から、当該要望については、既に地方交付税措置を行っていることから地方交付税に関する財源であるため、総務省と相談されたいと回答されている。一方、指定自治体は、地方交付税による補てんは、地方がその固有財源を活用して、地方の裁量において実施するものではないと考えており、国が実施すべきであると見解を示している。指定自治体においては、国の事務として対応すべき理由をより明確にし、要望事項との関係性を明確にし、引き続き協議を行うこと。 厚生労働省は、地方自治体より示された意見に対して、補助対象の拡大の是非について厚生労働省の見解を検討し示すこと。	IV		
											2回目										C	国として進めている施策の推進に応じて必要となる取組に係る財源については、すべて国が負担すべきものというわけではなく、活用できる既存の事業の有無、他の事業とのバランス、地方分権の推進との関係などを踏まえ、個別に考えるべきものである。 2次救命救急機関等における未収金に関しては、前回の回答のとおり取組を行っており、特に、2次救命救急機関及び公立の救命救急センターの運営費補助については、平成16年度以降一般財源化して、地方交付税措置とされていることから、補助要件については、都道府県の判断により弾力的に対応できるものと考えている。これに必要な財源については、補助金でなく地方交付税となるため、総務省と調整されたい。
182	地域	15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン」泉佐野市域」地域活性化総合特区	ホスピタリティ・地域魅力の向上事業(多言語表記)	訪日外国人の周遊性・回遊性の向上を図るため、多言語表記による案内板の設置により、安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。	観光庁(泉佐野市)	観光庁	訪日外国人旅行者に係る受入環境整備事業	拡充	受入環境整備事業において、当地域は地方拠点に選定されているものの、国の平成25年度予算において、約4割以下に減額が想定されていることから、拠点数が現在30箇所から10数箇所に減らされる可能性があるため、箇所数を増やすなどの予算規模の拡充を要望	1回目	B	平成25年度以降	今回の提案について、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業に応募される予定と伺っていますが、ご提案の内容が先進的、モデル的な取組であると第三者委員会において決定された場合に事業が実施される点をご了承下さい。	b	○今年度の訪日外国人旅行者の受入環境整備事業の予算は、昨年度までと比べ大幅に縮減されており、当該地域の提案内容が採択されない可能性があります。そこで、提案内容が同事業に採択されない場合、その理由を明確にさせていただけるようお願いいたします。			指定自治体が、仮に要望する事業が採択がされなかった場合、採択されなかった理由を明確にすることを条件として了解していることから、一旦協議を終了。指定自治体は継続すること、別事業において要望を継続するか再検討すること。	V		
											2回目											
183	地域	15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン」泉佐野市域」地域活性化総合特区	ホスピタリティ・地域魅力向上事業(ICT観光情報提供)	街内ソフト及び位置情報システムを搭載したタブレット型端末やスマートフォンなどの多機能携帯電話を宿泊施設や観光案内所で貸与、訪日外国人が安心してまちを周遊・回遊できる環境整備を行う。	泉佐野市観光協会・市内宿泊施設・観光案内所	観光庁	訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	新規	国の観光立国政策の推進を下支えるものとして、観光庁が目指す訪日外国人旅行者の受入環境におけるバリアの解消を促進するとともに、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターの増加及び訪日旅行の質の向上の地域活性化に資するICT基盤・システムを活用した取組を進めるものとする。 平成23年度に本市が実施した「泉佐野市における訪日外国人の動向調査」により判明した訪日外国人の不満項目である言葉の壁を解消するため、また宿泊施設からもICTを活用した多言語案内が効果的であり、導入の検討を要望されているため、地域の情報や観光案内、商業施設で利用できるクーポン券、飲食店でメニューが多言語化された案内及び通訳システムが搭載されたICT機器を宿泊施設や観光案内所等で貸し出すだけでなく、リアルな情報発信などのICT化を推進していくことで、外国人旅行者の満足度の向上を図る事業に対し、導入経費や貸出する機器の利用料金を補助する制度を観光庁に創設することをお願いするものである。	1回目	B	平成25年度以降	今回の提案について、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業に応募される予定と伺っていますが、ご提案の内容が先進的、モデル的な取組であると第三者委員会において決定された場合に事業が実施される点をご了承下さい。	c	○平成24年5月10日に貴庁と泉佐野市で、「受入環境整備事業」で実施する事業内容の協議を行ったところ、ICT機器の貸し出しという本提案の内容は、事業の対象外である旨を伝えられ、別の提案に変更した経緯があります。 ○このため今後、地域に即したフレキシブルな事業として地方が事業主体となり、観光庁が財政支援を行う補助事業の創設を提案しているものであり、この点について回答をお願いします。創設が出来ない場合はその理由を明確にさせていただき再度の書面協議をお願いします。			観光庁より、訪日外国人旅行者の受入環境整備事業については、通常の応募を行い、提案の内容が先進的、モデル的な取組であると第三者委員会において決定された場合に事業が実施されるとの見解が示されているが、指定自治体は一度観光庁(近畿運輸局観光課)と協議を行い、事業の対象外である旨を伝えられている。観光庁はこの事実関係を明確にし、当該事業の対象となるのであれば、その旨を回答すること。また、制度創設の可否及び不可能な場合は代替案を示すこと。 また、自治体側は議論の中で、既存事業を含めて目的を達成できないか検討すること。	III		
											2回目										B	平成25年度以降